

令和 7 年度 福岡市市民後見人養成研修 ＜募 集 要 項＞

福岡市では、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護する「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を養成します。

市民後見人養成研修（以下、「本研修」といいます。）は、すべてのカリキュラムを履修していただくことで修了となります。

本研修を修了した方は、市民後見人候補者として「福岡市市民後見人候補者名簿」に登録され、受任案件に応じて候補者の選定と家庭裁判所による手続きを経て、市民後見人として活動していただくことを予定しています。

「福岡市市民後見人候補者名簿」に登録したすべての人が、成年後見人等を選任されることを保証するものではありませんのでご了承ください。

1. 主 催

福岡市（社会福祉法人福岡市社会福祉協議会へ事業委託）

2. 応募資格

以下のすべての要件を満たす人

- (1) 市内に居住または勤務している人
- (2) 令和 8 年 3 月 31 日時点で、18 歳以上である人
- (3) 市民後見人としての業務を行うことができる人
- (4) 原則として、すべてのカリキュラムを履修することができる人
- (5) 専門職の資格を有し、専門職後見人（いわゆる職業後見人）として活動していない人、及びその予定のない人
- (6) 次のいずれにも該当しない人
 - ア. 民法 847 条、876 条の 2、876 条の 7 に規定する欠格事由に該当する人
 - イ. 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係にある人

【参考】

民法 847 条 次に掲げる者は、後見人となることができない。

- 1 未成年者
- 2 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 3 破産者
- 4 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 5 行方の知れない者

※民法 876 条の 2、民法 876 条の 7 は、民法 847 条に準じる。

3. 研修期間

令和 7 年 9 月 13 日（土）～11 月 15 日（土）のうち全 9 日間

4. 研修カリキュラム
全 9 回・27 科目
※研修内容、スケジュール等については、別添カリキュラム表をご参照ください。
5. 定 員
15 人（受講者は書類選考で決定します）
6. 受講料
無 料
※別途、テキスト代として 2,750 円をご負担いただきます。（研修初日に徴収）
7. 応募方法
インターネットで「事前説明」動画を視聴後、受講申込書にてお申込みください。
(詳細は後述の【受講までの流れ】をご確認ください)
8. 申込締切日
令和 7 年 8 月 15 日（金）（必着）
9. 修了要件
以下のすべての要件を満たす人
①すべてのカリキュラムを履修していること。
②受講態度が良好であること。
※修了者は面接等を経て、福岡市が管理する「福岡市市民後見人候補者名簿」へ登録することができます。
10. 受講にあたっての留意点
○本研修を修了するためには、すべてのカリキュラムを履修していることが要件となります。
○「事前説明」は、動画配信による視聴となります。
○本研修修了後は、「福岡市市民後見人候補者名簿」に登録し、市民後見人として活動していただくことを予定しています。
11. 個人情報の取り扱いについて
○提出された個人情報は、研修の受講に必要な事務処理を行うために使用させていただきます。
○「福岡市市民後見人候補者名簿」の登録案内を行なうため、福岡市成年後見推進センター（※）に研修修了者の個人情報を提供させていただきます。
※福岡市成年後見推進センターは、福岡市が設置している成年後見制度利用促進のための中核機関です。

【受講～登録までの流れ】

「事前説明」動画の視聴

動画配信期間：7月1日（火）9:00～8月15日（金）17:00

- ・本研修の受講を希望する人は「事前説明」動画の視聴が**必須**となっておりますので、必ずご覧ください。
- ・福岡市社会福祉協議会のホームページより視聴することができます。
- ・インターネットでの視聴が難しい人は、福岡市社会福祉協議会に来所してご覧いただくことも可能ですので、お気軽にご相談ください。

福岡市社会福祉協議会ホームページ

<https://fukuoka-shakyo.or.jp/news/index.html>



受講申込

申込締切日：8月15日（金）必着

ただし持参の場合は締切日の17時まで

「事前説明」動画を視聴した人で、応募資格を満たし、受講を希望する人は、福岡市社会福祉協議会のホームページより「受講申込書」及び「作文用紙」をダウンロードし、必要事項を記入して、福岡市社会福祉協議会にメール・郵送・持参いずれかの方法にて提出してください。

※インターネットの利用が難しい人は、福岡市社会福祉協議会宛に郵便で請求（110円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）するか、来所して「受講申込書」及び「作文用紙」を入手してください。

<提出書類>

いずれも、所定の様式に記入してください（パソコンによる入力可）。

(1) 受講申込書

(2) 作文

「地域で支え合う社会の実現に向けて『市民後見人』が果たす役割とは」
(800字程度)

<受講申込書の請求・提出先>

〒810-0062

福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4階

福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター 宛

電話：092-751-4338 FAX：092-751-1509

E-Mail：koukenyousei@fukuoka-shakyo.or.jp

※郵送で提出する場合は、封筒の表面に「福岡市市民後見人養成研修 受講申込書 在中」と朱書きしてください。

受講者の決定通知

8月下旬郵送

- ・受講者は書類選考で決定します。（定員 15 名）
- ・申込者全員に受講の可否を郵送で通知します。
- ・提出された申込書類の返却を希望する場合は、申込時に返信用封筒（110 円切手貼付）を同封し、封筒裏面に「返却希望」とご記入ください。（受講決定者には返却できません。）

市民後見人養成研修

9月13日（土）～11月15日（土）のうち、
全9日間

修了要件

- ・すべてのカリキュラム（全 9 回、27 科目）を履修していること。
- ・受講態度が良好であること。

市民後見人候補者名簿登録

- ・上記修了要件を満たした方には、修了証をお送りいたします。
 - ・その際、福岡市成年後見推進センターより「福岡市市民後見人候補者名簿」の登録についての案内を同封いたします。
- 登録を希望する人は、福岡市成年後見推進センターへ登録申請書等を提出後、同センターとの面接を経て、市民後見人候補者名簿に登録されます。

<本研修に関する問合せ先>

福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター（担当：相原、牛島）

〒810-0062

福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4 階

電話：092-751-4338 F A X：092-751-1509

E メール：koukenyousei@fukuoka-shakyo.or.jp